

健康・医療戦略に係る国土交通省の主な取組みについて

平成27年6月17日

健康・医療戦略に係る国土交通省の主な取組みについて

- | | | |
|-------------------------|-----|---|
| 1. 「スマートウェルネス住宅・シティ」の展開 | ・・・ | 1 |
| 2. 中古住宅・リフォーム市場の活性化 | ・・・ | 2 |
| 3. ヘルスケアリートの活用 | ・・・ | 3 |
| 4. コンパクト・プラス・ネットワークの推進 | ・・・ | 4 |

(施策名・事業名)

1. 「スマートウェルネス住宅・シティ」の展開

「戦略」における該当箇所

(2)4)その他健康長寿社会の形成に資する施策

○高齢者等が安心して健康に暮らせる住宅・まちづくり・交通の実現

【これまでの実行状況】

○人口減少・少子高齢化を背景に、高齢者世帯の増加や単身化の進行が顕著である中、高齢期に自宅で長く自立して健康で快適に暮らせるよう、サービス付き高齢者向け住宅や医療・介護・健康、コミュニティ等のサービス拠点施設等の整備、公的賃貸住宅団地の再生・福祉拠点化、住宅の省エネ化、木材利用の促進等の先進モデルの構築等により、安心・健康・省エネでバリアフリーにも配慮した歩いて暮らせるまちづくり「スマートウェルネス住宅・シティ」を実現する必要がある。

○健康・医療戦略においては、高齢期に自宅で長く自立して健康で快適に暮らせるよう、ICTの活用、住宅の省エネ化、木材利用の促進等の先進モデルの構築を図るとともに、地域において高齢化の著しい公的賃貸住宅団地（公営住宅・UR賃貸住宅等）についてPPP/PFIを活用した福祉拠点化、サービス付き高齢者向け住宅等の整備を行い、多世代循環型の住宅・コミュニティづくり（「スマートウェルネス住宅・シティ」）を推進すると示されている。

○サービス付き高齢者向け住宅の整備、住宅団地等における併設施設（高齢者生活支援施設、障害者福祉施設、子育て支援施設）の整備等に対する支援を行った（スマートウェルネス住宅等推進事業）。

公的賃貸住宅団地の再生・福祉拠点化を図るため、大規模団地において、居住機能の集約化等に併せて福祉施設等の整備を進め、団地を含めた地域の居住機能を再生する（地域居住機能再生推進事業）とともに、UR賃貸住宅団地において、平成26年度に23団地で医療福祉拠点化に向けた取組みに着手した。

先進モデルの構築等を図るため、住宅の省エネ化について、中小工務店におけるゼロエネルギー住宅の取組みに対し支援を行い（住宅のゼロ・エネルギー化推進事業）、平成26年度においては1,322件の事業者を採択するとともに、木材利用の促進について、地域の木造住宅・建築物生産体制の強化を行い（地域型住宅ブランド化事業）、486グループを採択し木造の長期優良住宅等の建設に対し支援を実施したところである。

(施策名・事業名)

1. 「スマートウェルネス住宅・シティ」の展開

「戦略」における該当箇所

(2)4) その他健康長寿社会の形成に資する施策

○高齢者等が安心して健康に暮らせる住宅・まちづくり・交通の実現

【今後の取組み方針】

○サービス付き高齢者向け住宅等の整備を図るため、引き続き、サービス付き高齢者向け住宅の整備、住宅団地等における併設施設(高齢者生活支援施設、障害者福祉施設、子育て支援施設)の整備等に対する支援を行う(スマートウェルネス住宅等推進事業)。

○また、公的賃貸住宅団地の再生・福祉拠点化を図るため、引き続き、地域の居住機能の再生に取り組む(地域居住機能再生推進事業)とともに、UR賃貸住宅団地においては、平成32年度までに100団地程度において医療福祉拠点化を予定している(平成27年度は20団地程度で着手予定)。

○さらに、住宅の省エネ化及び木材利用の促進等については、地域における木造住宅の生産体制を強化し、環境負荷の低減を図るため、資材供給、設計、施工などの連携体制による省エネルギー性能や耐久性等に優れた木造住宅・建築物の整備に対する支援(地域型住宅グリーン化事業)を通じ、先進モデルの構築等を図る。

スマートウェルネス住宅等推進事業の概要

平成27年度予算 320億円

高齢者、障害者、子育て世帯等の多様な世帯が安心して健康に暮らすことができる「スマートウェルネス住宅」を実現するため、サービス付き高齢者向け住宅の整備、住宅団地等における併設施設の整備及び先導的な取組みに対する支援を実施する。

スマートウェルネス住宅等推進事業

① サービス付き高齢者向け住宅整備事業

○ 「サービス付き高齢者向け住宅」の供給促進のため、整備費に対して、国が民間事業者等に補助を行う。

〔住宅〕 補助率：建設・買取 1/10、改良 1/3 補助限度額：100万円/戸

〔高齢者生活支援施設〕 補助率：建設・買取1/10、改良 1/3 補助限度額：1,000万円/施設

② スマートウェルネス拠点整備事業

○ 住宅団地等における併設施設※の整備費に対して、国が民間事業者等に補助を行う。

補助率：建設・買取・改良 1/3

補助限度額：1,000万円/施設

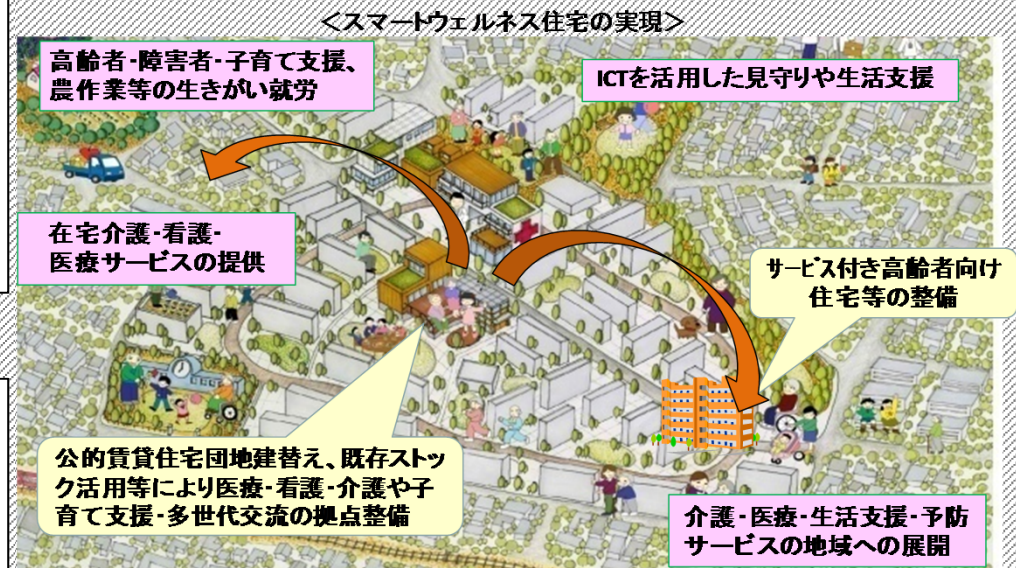
※高齢者生活支援施設（見守りや生活支援サービス等の拠点施設等）、障害者福祉施設、子育て支援施設

③ スマートウェルネス住宅等推進モデル事業

○ 高齢者、障害者、子育て世帯の居住の安定確保及び健康の維持・増進に資する先導的な事業として選定されるものに対し補助を行う。

〔建設工事費〕 補助率：建設・買取 1/10、改良 2/3

〔技術の検証費、情報提供及び普及費等〕 補助率：2/3



＜柏市豊四季台地域高齢社会総合研究会の資料を基に国土交通省作成＞

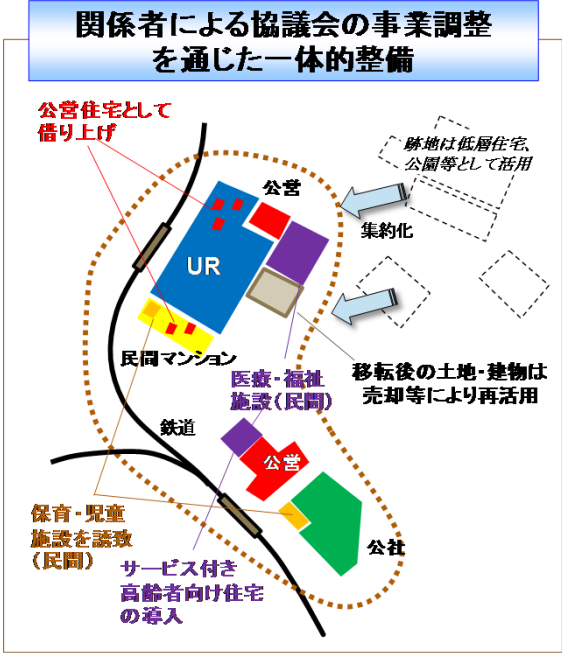
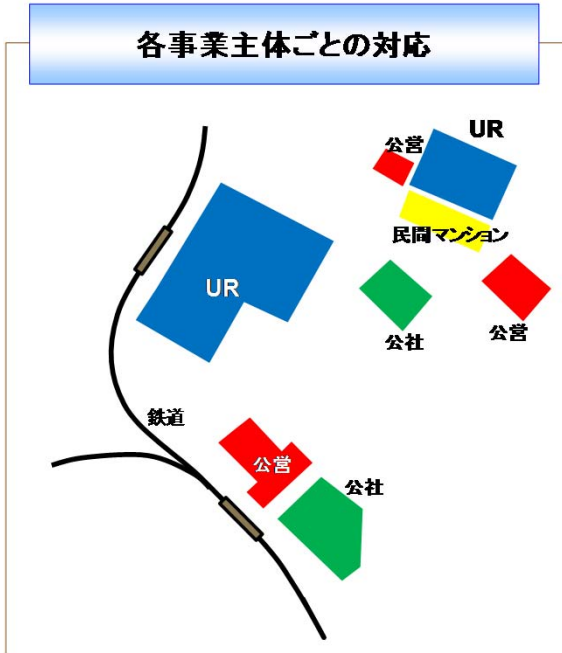
現状・課題

- 高齡化が急速に進展する地域における公的賃貸住宅団地の老朽化、生活サービス機能の不足
- 大規模団地の再生を通じて、周辺の市街地も含めた地域全体の再編を図る必要性

事業目的

- 大規模な公的賃貸住宅団地を含む高齡化の著しい地域において、多様な主体の連携・協働により、居住機能の集約化等とあわせた子育て支援施設や福祉施設等の整備を進め、地域の居住機能を再生する取組みを総合的に支援する。

地域居住機能の再生のイメージ



- 居住機能の集約化とあわせて大規模団地等の地域居住機能を再生
- 多様な主体の協働による事業実施
- 高齢者世帯・子育て世帯向けの施設や交流機能等を導入

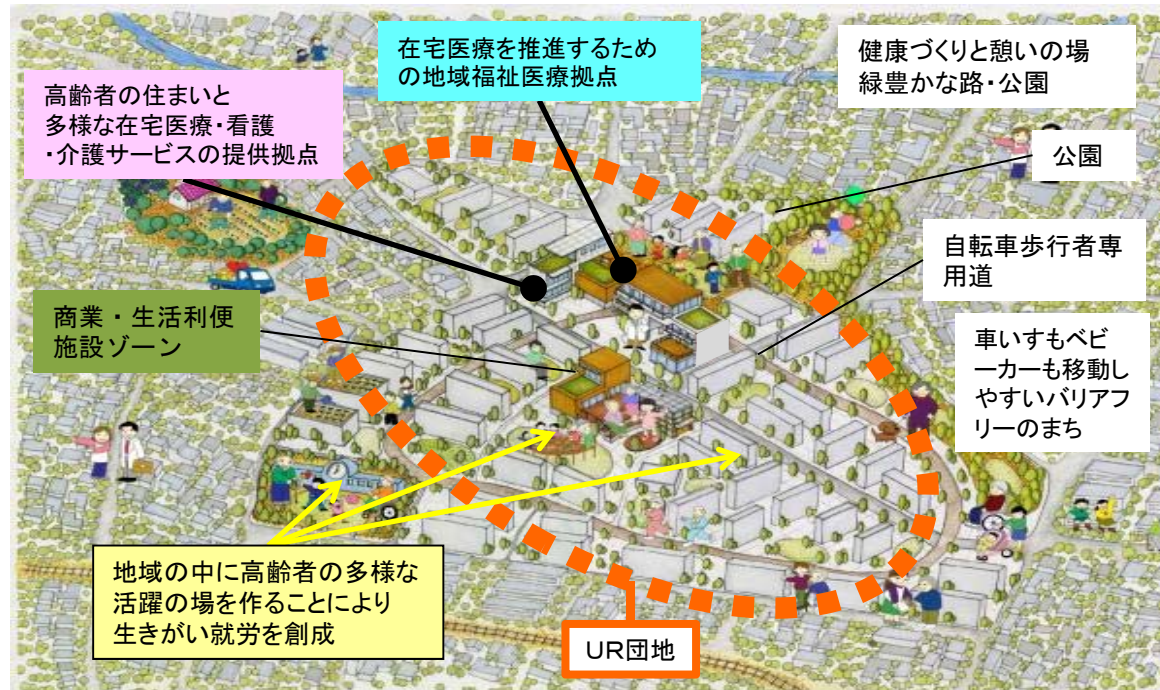
UR団地の地域医療福祉拠点化

UR団地の再編等に併せ、医療福祉施設等の誘致を推進し、団地周辺地域も含めた地域の医療福祉拠点の形成を図る。

＜今後の目標＞ 平成32年度までに100団地程度で拠点形成

＜取組の状況＞ 平成26年度は23団地で拠点形成に着手済、平成27年度も20団地程度で着手予定。

〔医療福祉拠点の形成のイメージ〕



＜柏市豊四季台地域高齢社会総合研究会の資料を基に国土交通省作成＞

■ 拠点化に向けた取り組み

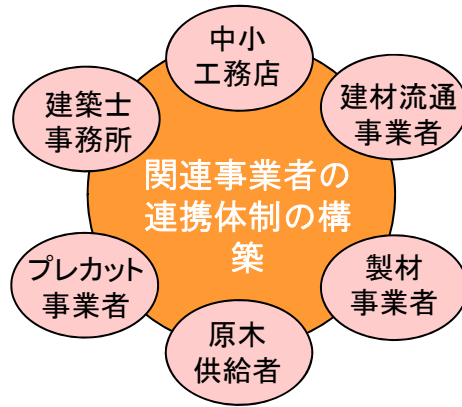
- ① 地方公共団体等との連携体制の構築、整備方針の策定
- ② 医療福祉施設の団地等への立地
- ③ 高齢者向け住宅の供給、バリアフリー化等の居住環境の整備

医療福祉拠点形成に取り組んでいる23団地(H26.10月公表)

首都圏	東京都	高島平(板橋区)、豊島五丁目(北区)、大谷田一丁目(足立区)、多摩NT諏訪、多摩NT永山、多摩NT貝取、多摩NT豊ヶ丘(多摩市)、館ヶ丘(八王子市)
	千葉県	千葉幸町、花見川(千葉市)、アートヒル高根台(船橋市)、コンフォール柏豊四季台(柏市)
	神奈川県	奈良北(横浜市)、相模台(相模原市)
近畿圏	埼玉県	武里(春日部市)、みさと(三郷市)
	大阪府	新千里西町(豊中市)
	京都府	男山(八幡市)
中部・九州	奈良県	奈良学園前・鶴舞、富雄(奈良市)
	愛知県	豊明(豊明市)
	福岡県	徳力、志徳(北九州市)

地域における木造住宅の生産体制を強化し、環境負荷の低減を図るため、資材供給、設計、施工などの連携体制による、省エネルギー性能や耐久性等に優れた木造住宅・建築物の整備に対して支援する。

グループの構築

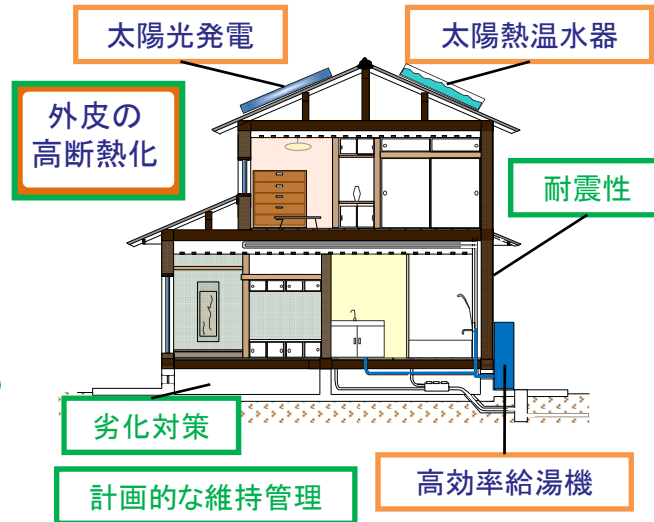


共通ルールの設定

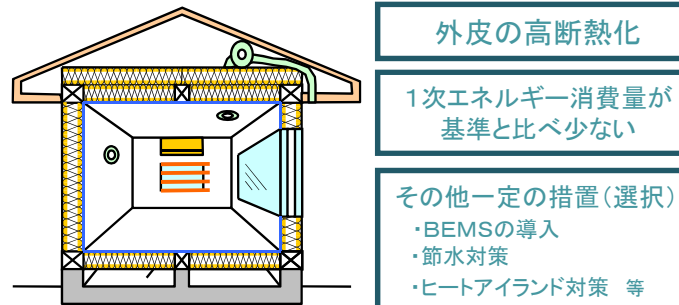
- 地域型住宅の規格・仕様
- 資材の供給・加工・利用
- 積算、施工方法
- 維持管理方法
- その他、グループの取組

地域型住宅・建築物の整備

補助対象(住宅)のイメージ



補助対象(建築物)のイメージ



長寿命型

長期優良住宅

1戸当たり
補助対象費用の1/2かつ
100万円を限度に補助

高度省エネ型

ゼロエネルギー住宅 認定低炭素住宅

1戸当たり
補助対象費用の1/2かつ
(ゼロエネ住宅) 165万
円
(低炭素住宅) 100万
円
を限度に補助

優良建築物型

認定低炭素建築物等 一定の良質な建築物

補助対象費用の1/2かつ床
面積1㎡当たり1万円を
限度に補助

2. 中古住宅・リフォーム市場の活性化

「戦略」における該当箇所

(2)4 その他健康長寿社会の形成に資する施策

○高齢者等が安心して健康に暮らせる住宅・まちづくり・交通の実現

【これまでの実行状況】

○我が国の中古住宅の流通市場が欧米に比較して小さく、住み替え回数も少ない(英米の1/3～1/4程度)こともあり、既存の住宅ストックが住み替えの受け皿になっておらず、ライフスタイルやライフステージに応じた住み替えが進んでいない。高齢者が、適切な住宅の資産評価のもと、自宅に住み続けながらリフォームを行い、又は高齢期にふさわしい住宅への住み替えの促進を図るため、中古住宅・リフォーム市場の活性化を推進することが必要である。

○健康・医療戦略においては、高齢者のリフォームや住み替えを促進するため、中古住宅の評価手法の見直し、リバースモーゲージを含む高齢者等の国民資産の有効活用、既存住宅の長期優良住宅化等により、中古住宅・リフォーム市場の活性化を促進すると示されている。

○中古住宅・リフォーム市場の活性化を図るためには、既存住宅の質の向上、安心して取引できる環境整備、中古住宅の適切な建物評価の見直し等を行うことが必要である。

中古住宅の質の向上を図ることを目的として、既存住宅の長寿命化に資するリフォームの先進的な取組に対して支援を行う(長期優良住宅化リフォーム推進事業)とともに、平成26年度に「既存住宅に係る住宅性能の評価手法に関する検討会」を開催し、既存住宅の長期優良住宅化のための基準案の検証、制度化に向けた検討等を実施した。

また、安心して取引できる環境整備を図るため、中古不動産取引に係る消費者への情報提供に係る先進的な取組のモデル事業としての支援等を行うとともに、不動産に係るエリア情報、性能・品質、履歴、価格など行政機関や市場に分散している不動産取引に必要な情報を効率的に収集・管理し、宅建業者や消費者に提供する「不動産総合データベース」を整備するため、プロトタイプシステムの構築等を行った。

さらに、住宅の状態等を適切に建物評価に反映するため、平成26年3月、「中古戸建て住宅に係る建物評価の改善に向けた指針」を策定するとともに、平成25、26年度の2箇年度にかけて「中古住宅市場活性化ラウンドテーブル」において建物評価の改善に向けた取組の不動産・金融市場への定着等について議論を行った。加えて、既存ストックの有効活用を促進するため、買取再販で扱われる住宅の取得に係る特例措置(登録免許税)を創設した(平成26年4月1日～平成28年3月31日)。

(施策名・事業名)

2. 中古住宅・リフォーム市場の活性化

「戦略」における該当箇所

(2)4) その他健康長寿社会の形成に資する施策

○高齢者等が安心して健康に暮らせる住宅・まちづくり・交通の実現

【今後の取組み方針】

○既存住宅の質の向上を図るため、既存住宅の長期優良住宅化に係る認定基準を策定し、既存住宅の長期優良化を支援する。また、安心して取引できる環境整備を図るため、宅建業者等に求められる業務を中古住宅取引の標準的な取引モデルとして整理し、新たなスタンダードとして市場への定着を推進することにより、増大する空き家の活用、消費者が安心して取引できる取引環境の整備、市場の透明性向上を図るとともに、不動産総合データベースについても、一部地域での試行運用を経て、全国展開に向けたシステム構築と運用開始を目指す。

○さらに、原価法等の建物評価ルールの見直しを踏まえ、個別の住宅の性能等に応じて適切に評価されるよう、「既存住宅市場活性化ラウンドテーブル」の開催等により、不動産市場・金融市場への適切な建物評価ルールの定着を図る。加えて、(独)住宅金融支援機構の住宅融資保険事業を活用した民間金融機関のリバースモーゲージ型住宅ローンの供給支援等を通じて、既存ストックの有効活用を促進する。

中古住宅・リフォーム市場活性化によるライフステージに応じた住み替えの促進

高齢者が、適切な住宅の資産評価のもと、自宅に住み続けながらリフォームを行い、又は高齢期にふさわしい住宅への住み替えの促進を図るため、中古住宅の評価手法の見直し、リバースモーゲージを含む高齢者等の国民資産の有効活用、既存住宅の長期優良住宅化等により、中古住宅・リフォーム市場の活性化を促進する。

我が国の中古住宅市場の現状

中古住宅流通の国際比較

新築+中古に占める中古住宅流通量は、欧米の1/6程度

住み替え回数に関する欧米との比較

世帯当たりの住み替えによる住宅取得回数は、英米の1/3~1/4

中古住宅（木造戸建て）の評価

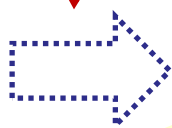
築約20年で取引価値が一律ゼロという我が国独自の取引慣行

中古住宅の質の向上

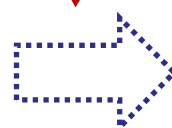
- 既存住宅の長期優良化に係る認定基準の策定
- 既存住宅の長寿命化に資するリフォームへの支援

既存ストックの有効活用

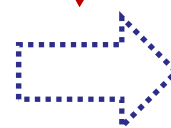
- 住宅金融支援機構の融資保険により、高齢者の住み替えのための住宅建設・購入資金に対するリバースモーゲージ型民間住宅ローン供給を支援



子育て世帯等



アクティブシニア期



○中古住宅であれば、若年層も無理のない負担で取得可能

○築古の住宅、空き家なども居住ニーズに合わせてリフォーム・リノベーション

建物評価の改善により十分な売却資金を得て、立地・性能の良い住宅等への住み替えが可能

持家を売却又は賃貸し、利便性の高いマンション等へ住み替え

安心して取引できる環境整備

- 消費者が安心して中古住宅を取引するための環境整備
 - ・不動産取引に必要な情報を効率的に集約・管理する不動産関係情報ストックシステムの整備に向けた試行運用
 - ・中古住宅の質に係る情報等を明らかにした上で取引を行うために宅建業者等に求められる業務をモデルとして整理し、市場への定着を推進

中古住宅の適切な建物評価の見直し

- 原価法等の建物評価ルールの見直しを踏まえた、不動産市場・金融市場への適切な建物評価ルールの定着

(施策名・事業名)

3. ヘルスケアリートの活用

「戦略」における該当箇所

(2)4)その他健康長寿社会の形成に資する施策

○高齢者等が安心して健康に暮らせる住宅・まちづくり・交通の実現

【これまでの実行状況】

○高齢化の進展に伴い高齢者向け住宅等の供給拡大が求められ、また、病院の耐震化ニーズ等が見込まれているところ。

○健康・医療戦略においては、民間資金の活用を図るため、ヘルスケアリートの活用に向け、高齢者向け住宅及び病院(自治体病院を含む)等の取得・運用に関するガイドラインの整備、普及啓発等を行うと示されている。

○新たな資金調達手法を高齢者向け住宅等の運営事業者や病院運営者により適切に提供できるよう、リートの資産運用会社が整備すべき組織体制や留意すべき事項をまとめたガイドラインを検討し、高齢者向け住宅等を対象とするヘルスケアリートの活用に係るガイドラインは、平成26年6月27日に策定し、公表した。

○当該ガイドラインを踏まえ、平成26年11月に初めてヘルスケア施設特化型のリートが東京証券取引所に上場した。さらに、平成27年3月には2銘柄目のヘルスケア施設特化型のリートが上場した。

なお、病院(自治体病院を含む)を対象とするリートに係るガイドラインは、平成26年9月より委員会にて検討を続けているところである。

【今後の取組み方針】

病院を対象とするリートに係るガイドラインは、平成27年6月17日に委員会を開催の上、とりまとめ予定である。今後は、リートの活用に関し、ヘルスケア施設の運営事業者等への説明会を開催する等、リートの普及・啓発に係る取組みを実施する。

1. 目的

- 高齢者向け住宅等を対象とするヘルスケアリートの活用に係るガイドラインは、宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第50条の2等に基づく取引一任代理等の認可申請等に際して整備すべき組織体制を示すとともに、ヘルスケア施設の取引に際し留意すべき事項を示すことを目的としている。

2. 概要

○ 対象施設

サービス付き高齢者向け住宅
有料老人ホーム
認知症高齢者グループホーム

※なお、病院については、別途検討中。

○ 適用時期

平成26年7月1日

(現にヘルスケア施設を運用対象としている資産運用会社は平成26年10月1日、当該資産運用会社が新たなヘルスケア施設の取得を行う場合はその取得の日)

○ 資産運用会社が整備すべき組織体制(認可要件)

次のいずれかにより、ヘルスケア施設の事業特性を十分に理解している者を配置又は関与させること。

- a. 一定の経験を有する重要な使用人の配置
- b. 外部専門家からの助言
- c. 投資委員会等への外部専門家の配置 等

○ ヘルスケア施設の取引に際し留意すべき事項

◇利用者への配慮事項

- ・ ヘルスケアリートの仕組みの周知
- ・ ヘルスケア施設の適切な運営に係る関係法令や通知等の確認、及び行政指導等への対応確保

◇その他

- ・ オペレータとの信頼関係の構築及び運営状況の把握
- ・ 情報の収集及び開示

○ 取引一任代理等の認可申請等における業務方法書への記載事項

◇利用者の安心感の確保

◇ヘルスケア施設の取引等への専門家等の関与方法

1. 目的

- 病院不動産を対象とするリートに係るガイドラインは、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第50条の2等に基づく取引一任代理等の認可申請等に際して整備すべき組織体制を示すとともに、病院関係者との信頼関係の構築、医療法等の規定及びこれに関連する通知の遵守等を示すことを目的としている。

2. 概要

○ 対象とする不動産

医療法第1条の5第1項に規定する病院の用に供されている不動産

○ 適用時期(P)

平成27年 月 日

○ 資産運用会社が整備すべき組織体制(認可要件)

次のいずれかにより、専門家を配置又は関与させること。

a. 一定の経験を有する重要な使用人の配置

病院不動産への投資業務、融資業務、デューデリジェンス業務若しくは不動産鑑定評価業務、病院開設者への融資業務若しくはデューデリジェンス業務、又は病院運營業務（以下「病院不動産への投資業務等」という。）の経験等により、医療の非営利性及び地域医療構想を含む医療計画の遵守という病院の事業特性並びに病院開設者以外の者が経営に関与することはできないということ（以下「病院の事業特性等」という。）を十分に理解し、病院関係者と調整を行うことができる専門的な能力を有する者が重要な使用人として配置された体制であること。

b. 外部専門家からの助言

c. 投資委員会等への外部専門家の配置 等

○ 病院関係者との信頼関係の構築等

◇ 病院関係者との信頼関係の構築

◇ 医療法等の規定及びこれに関連する通知の遵守

◇ 医療法等の規定及びこれに関連する通知の遵守の確認等

a. 事前の確認及び医療法等の規定又はこれに関連する通知の照会のための相談

資産運用会社の役員並びに投資運用の責任者及び担当者は、病院不動産を対象とするリートの活用に当たり、病院開設者が医療法等の規定又はこれに関連する通知を遵守する旨を確認すること。

また、病院不動産の取引に際して、資産運用会社は、病院関係者との信頼関係を構築するため、医療法等の規定又はこれに関連する通知並びに医療計画に適合しているか明らかでない場合は、国土交通省又は都道府県等（厚生労働省等）に事前に相談すること。

b. 賃料不払い等の場合の対応

正当な理由なく病院開設者が賃料を支払うことができなくなる等の場合は、資産運用会社は、国土交通省に連絡すること。

○ 取引一任代理等の認可申請等における業務方法書への記載事項

◇ 病院関係者との信頼関係の構築等

◇ 病院不動産の取引等への専門家の関与方法

4. コンパクト・プラス・ネットワークの推進

「戦略」における該当箇所

(2)4)その他健康長寿社会の形成に資する施策

○高齢者等が安心して健康に暮らせる住宅・まちづくり・交通の実現

【これまでの実行状況】

○地方都市では拡散した市街地で急激な人口減少が見込まれる一方、大都市では高齢者の急増が見込まれている。健康で快適な生活や持続可能な都市経営を確保するためには、都市のコンパクト化と、地域公共交通網の再構築をはじめとする周辺等の交通ネットワーク形成が必要である。

○健康・医療戦略においては、コンパクトなまちづくりの推進と公共交通の充実による移動機会の増大を図るとともに、バリアフリー化の推進や超小型モビリティの普及に向けた取組を実施すると示されている。

○このため、都市再生特別措置法に基づく立地適正化計画や地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく地域公共交通網形成計画等を作成する地方公共団体について、地方整備局及び地方運輸局におけるワンストップ窓口の設置や、計画制度に関する各種説明会の実施等により支援し、医療、福祉等の都市機能の集約と公共交通沿線等への居住によるコンパクトなまちづくりとともに公共交通の充実による移動機会の増大を推進してきた。

また、コンパクトシティ形成にあたっては、地域包括ケアシステム等の関係施策との整合性や相乗効果を考慮しつつ、総合的に検討する必要があるため、地方公共団体の取組が一層円滑に進められるよう、関係省庁による「コンパクトシティ形成支援チーム」を新たに設置し、第1回会議を平成27年3月に実施した。

○また、バリアフリー法に基づく基本方針で定める整備目標(1日の乗降客数が3,000人以上の旅客施設においては、2020年度までに原則100%バリアフリー化等)の達成状況は、平成25年度末の時点で、鉄軌道駅が83.3%、バスターミナルが82.0%、旅客船ターミナルが87.5%、航空旅客ターミナルが84.8%、鉄軌道車両が59.5%、ノンステップバスが43.9%、リフト付きバスが3.9%、福祉タクシー13,978台、旅客船28.6%、航空機92.8%となっている。バリアフリー基本構想の作成により、面的・一体的なバリアフリー化を推進しており、平成26年度末の時点で、448の基本構想が作成されている。

○高齢者を含むあらゆる世代に新たな地域の移動手段を提供する超小型モビリティについて、地方公共団体等の主導によるまちづくり等と一体となった先導導入、試行導入を重点的に支援し、普及促進を図った(超小型モビリティ導入促進事業)。

(施策名・事業名)

4. コンパクト・プラス・ネットワークの推進

「戦略」における該当箇所

(2)4) その他健康長寿社会の形成に資する施策

○高齢者等が安心して健康に暮らせる住宅・まちづくり・交通の実現

【今後の取組み方針】

○立地適正化計画及び地域公共交通網形成計画制度の周知・普及を図るとともに、関係省庁によるコンパクトシティ形成支援チームを通じた市町村への支援の強化、都市機能の集約化の促進に向けた取組の強化等を行い、都市のコンパクト化と地域公共交通網の再構築に向けた取組を深化させる。

その一環として、コンパクトシティ形成支援チームの下に、医療・福祉等の連携施策テーマごとに関係省庁と関係市町村からなるワーキンググループを新たに立ち上げ、現場の課題・ニーズを受け止めて、現場のまちづくりが円滑に進められるよう、施策の充実や市町村内の部局間連携強化のための環境整備等を図る。

また、8月に予定する地域公共交通の活性化及び再生に関する法律及び独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法の一部を改正する法律の施行を受け、LRT・BRTの整備・運行、バス路線網の再編等の、中長期的には収益が見込めるプロジェクトに対し、呼び水として公的資金による出資を行い、地域公共交通ネットワークの再構築を図っていく。

○引き続き、基本方針で定める整備目標の達成に取り組むとともに、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会等を見据えて、主要ターミナルにおける複数ルートの実施や地方の主要な観光地のバリアフリー化など旅客施設や車両等のさらなるバリアフリー化を推進する。あわせて、バリアフリー化の促進に関する国民の理解・協力の促進等(「心のバリアフリー」)、ソフト面のバリアフリー化を推進する。

○引き続き、地方公共団体等による超小型モビリティを活用した高齢化社会に対応した公共交通を補完する取組等を支援し、更なる普及促進を図っていく。

コンパクトシティ・プラス・ネットワークの形成

- 平成26年に改正した都市再生特別措置法及び地域公共交通活性化再生法に基づき、都市全体の構造を見渡しなが、居住機能や医療・福祉・商業等の都市機能の誘導と、それと連携した持続可能な地域公共交通ネットワークの形成を推進。
- 必要な機能の誘導・集約に向けた市町村の取組を推進するため、計画の作成・実施を予算措置等で支援。

立地適正化計画（市町村が作成）

【改正都市再生特別措置法】(平成26年8月1日施行)

都市機能誘導区域

生活サービスを誘導するエリアと当該エリアに誘導する施設を設定

拠点エリアへの医療、福祉等の都市機能の誘導

◆都市機能（福祉・医療・商業等）の立地促進

- 誘導施設への税財政・金融上の支援
- 福祉・医療施設等の建替等のための容積率の緩和
- 公的不動産・低未利用地の有効活用

◆歩いて暮らせるまちづくり

- 歩行空間の整備支援

歩行空間や自転車利用環境の整備

◆区域外の都市機能立地の緩やかなコントロール

- 誘導したい機能の区域外での立地について届出、市町村による働きかけ

居住誘導区域

居住を誘導し人口密度を維持するエリアを設定

公共交通沿線への居住の誘導

◆区域内における居住環境の向上

- 住宅事業者による都市計画等の提案制度

◆区域外の居住の緩やかなコントロール

- 一定規模以上の区域外での住宅開発について、届出、市町村による働きかけ

地域公共交通網形成計画

【改正地域公共交通活性化再生法】

(平成26年11月20日施行)

- 地方公共団体が中心となり作成
- まちづくりとの連携
- 地域全体を見渡した面的な公共交通ネットワークの再構築

地域公共交通再編実施計画

(地方公共団体が事業者等の同意の下作成)

拠点エリアにおける循環型の公共交通ネットワークの形成

コミュニティバス等によるフィーダー(支線)輸送

デマンド型乗合タクシー等の導入

多極ネットワーク型コンパクトシティ

拠点間を結ぶ交通サービスを充実

乗換拠点の整備

立地適正化計画

地域公共交通再編実施計画

連携

好循環を実現

国土交通大臣の認定

関係法令の特例・予算支援の充実

→加えて、地域公共交通ネットワークの再構築を図る事業への出資等の制度を創設するための地域公共交通活性化再生法等の一部改正法が平成27年5月に成立

コンパクトシティ形成支援チームによる省庁横断的な支援

- コンパクトシティの推進に当たっては、都市全体の観点から、地域包括ケアシステムの構築や公共施設の再編、中心市街地活性化等の関係施策との整合性や相乗効果等を考慮しつつ、総合的に検討する必要。
- 『まち・ひと・しごと創生総合戦略』（平成26年12月27日閣議決定）を受けて、関係省庁による「コンパクトシティ形成支援チーム」（事務局：国土交通省）を設置（平成27年3月）
 - 国土交通省、内閣官房、復興庁、総務省、財務省、金融庁、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省
- ➡ コンパクトシティ形成に向けた取組が一層円滑に進められるよう、関係施策が連携した支援策について検討するなど、関係省庁をあげて横の連携を強化し、市町村の取組を強力に支援

『まち・ひと・しごと創生総合戦略』（平成26年12月27日閣議決定）

関係省庁による「コンパクトシティ形成支援チーム」を設置し、強力な支援体制を構築



- 市町村からの相談等のワンストップ対応
- 政策現場における課題やニーズの吸い上げ・共有
- 国の制度・施策へのフィードバック
- 政策に関する情報発信

開催実績・スケジュール

- ◆3月19日 第1回 コンパクトシティ形成支援チーム会議（設置）
- ◆4月10日 第2回 コンパクトシティ形成支援チーム会議
 - 地方公共団体に対する関係省庁のコンパクトシティ形成に向けた政策に関する説明会（260自治体から426名が参加）
- ◆5月下旬～6月上旬 ブロック別相談会
 - コンパクトシティの形成に取り組む地方公共団体を対象に全国10ブロックで相談会を開催（約450の自治体が参加）
- ◆6月中 第3回 コンパクトシティ形成支援チーム会議
 - 地方公共団体の取組状況等の共有、地方公共団体からのヒアリングによる課題やニーズの吸い上げ・共有 等

バリアフリー施策の推進

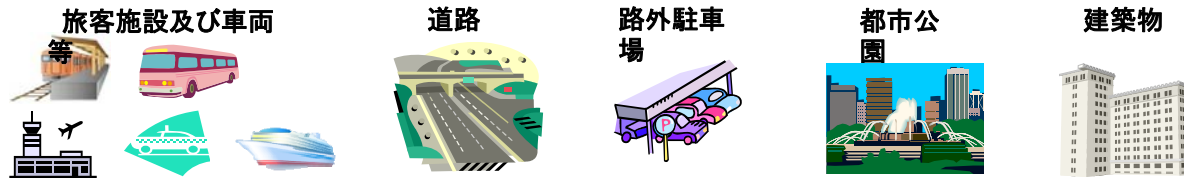
平成18年12月に施行された「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(バリアフリー法)に基づき、高齢者、障害者等の円滑な移動及び建築物等の施設の円滑な利用の確保に関する施策を総合的に推進。

【高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（概要）】

【基本方針（概要）】 ※平成23年3月改正

1. 公共交通施設や建築物等のバリアフリー化の推進

基本方針において各施設の整備目標を設定／移動等円滑化基準の適合義務／公共交通事業者等の職員に対する教育訓練の努力義務



○移動等円滑化の意義及び目標

- ・旅客施設、車両、公園、建築物等について、平成32年度までの整備目標を設定
旅客施設:3000人以上/日の施設について原則100%
(従前:5000人以上)

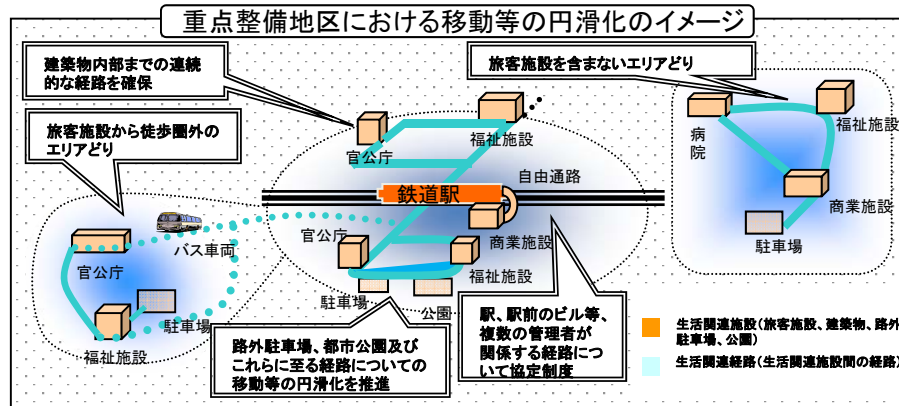
○施設設置管理者が講ずべき措置

- ・利用者のニーズに応じた適切な情報の提供
- ・適切な対応を行うよう継続的な教育訓練の実施の必要性

2. 地域における重点的・一体的なバリアフリー化の推進

市町村が作成する基本構想に基づき、重点整備地区において重点的かつ一体的なバリアフリー化事業を実施

★住民等の計画段階からの参加の促進を図るための措置



○基本構想の指針

- ・市町村が重点整備地区を定め各種事業を重点的かつ一体的に推進することの意義
- ・基本構想の作成・フォローアップに当たり、当事者の参画や提案制度の活用
- ・段階的かつ継続的發展を図る「スパイラルアップ」の推進

3. 心のバリアフリーの推進

バリアフリー化の促進に関する国民の理解・協力の促進等

- 車いすサポート体験
- 視覚障害者サポート体験
- 高齢者疑似体験



○その他移動等円滑化の促進

- ・国の責務として、スパイラルアップ及び心のバリアフリーの推進等
- ・地方公共団体の責務として、必要な条例等の制定等の推進

公共交通施設や建築物等のバリアフリー化の整備目標

【バリアフリー化整備目標】

		現状※1 (2013年度末)	2020年度末までの目標	
鉄軌道	鉄軌道駅	83%	○ 3000人以上を原則100% この場合、地域の要請及び支援の下、鉄軌道駅の構造等の制約条件を踏まえ可能な限りの整備を行う ○ その他、地域の実情にかんがみ、利用者数のみならず利用実態をふまえて可能な限りバリアフリー化	
	ホームドア・可動式ホーム柵	53路線 583駅	車両扉の統一等の技術的困難さ、停車時分の増大等のサービス低下、膨大な投資費用等の課題を総合的に勘案した上で、優先的に整備すべき駅を検討し、地域の支援の下、可能な限り設置を促進	
	鉄軌道車両	60%	約70%	
バス	バスターミナル	82%	○ 3000人以上を原則100% ○ その他、地域の実情にかんがみ、利用者数のみならず利用実態等をふまえて可能な限りバリアフリー化	
	乗合 バス 車両	ノンステップバス	44%	約70% (対象から適用除外認定車両(高速バス等)を除外)
		リフト付きバス等	4%	約25% (リフト付バス又はスロープ付きバス。適用除外認定車両(高速バス等)を対象)
船舶	旅客船ターミナル	88%	○ 3000人以上を原則100% ○ 離島との間の航路等に利用する公共旅客船ターミナルについて地域の実情を踏まえて順次バリアフリー化 ○ その他、地域の実情にかんがみ、利用者数のみならず利用実態等をふまえて可能な限りバリアフリー化	
	旅客船	29%	○ 約50% ○ 5000人以上のターミナルに就航する船舶は原則100% ○ その他、利用実態等を踏まえて可能な限りバリアフリー化	
航空	航空旅客ターミナル	85%	○ 3000人以上を原則100% ○ その他、地域の実情にかんがみ、利用者数のみならず利用実態等をふまえて可能な限りバリアフリー化	
	航空機	93%	約90%	
タクシー	福祉タクシー車両	13,978台	約28,000台	
道路	重点整備地区内の主要な生活関連経路を構成する道路	83%	原則100%	
都市公園	移動等円滑化園路	49%	約60%	
	駐車場	44%	約60%	
	便所	34%	約45%	
路外駐車場	特定路外駐車場	54%	約70%	
建築物	床面積2000㎡以上の特別特定建築物の床面積の総ストック	54%	約60%	
信号機等	主要な生活関連経路を構成する道路に設置されている信号機等	98%	原則100%	

※1 旅客施設は段差解消済みの施設の比率。1日当たりの平均的な利用者数が3,000人以上のものが対象。

超小型モビリティの導入促進

超小型モビリティは、地域交通の省エネルギー化に加え、高齢者を含むあらゆる世代に対して新たな地域の交通手段を提供し、生活・移動の質の向上をもたらす、少子高齢化時代の「新たなカテゴリー」の乗り物。

新たな外出・移動のきっかけをつくる超小型モビリティを活用し、地域特性を生かした魅力あるまちづくりを通じて、地域振興・観光振興を図る観点や成功事例の創出、国民理解の醸成を促す観点から、地方公共団体等の主導によるまちづくり等と一体となった先導導入や試行導入の優れた取組みを重点的に支援する。

人口減少・少子高齢化時代に向けた創造的イノベーションの提案～超小型モビリティの導入の意義～

① **子育て世代や高齢者の移動支援**に寄与するような生活交通における**新たな交通手段**の提供

→超小型モビリティを活用した**低炭素・集約型まちづくり**を推進

② 観光地や地域活動の活性化を通じた**観光・地域振興**

③ **省エネ・低炭素化**への寄与

④ **新規市場・需要**の創出

「超小型モビリティ」とは？

自動車よりコンパクトで、地域の手軽な移動の足となる1人～2人乗り程度の車両(エネルギー消費量は、通常の自動車に比べ1/6 (電気自動車の1/2)程度)



超小型モビリティのイメージ

地方公共団体等の主導によるまちづくり等と一体となった

先導・試行導入を重点的に支援

＜車両導入、事業計画立案及び効果評価費等の1/2(民間事業者等にあっては1/3)を補助＞

取組みの
加速

国内外の超小型モビリティの活用事例を分析し、成功事例を他地域に伝播・普及するための手法や制度等の検討を行うための調査・検討会を実施

実感できる効果

幅広い市民の方々に実際に車両を見て、乗っていただく中で「新たな移動スタイルへの気づき」、「暮らしや観光でエコを実践する喜び」を実感していただけるような、超小型モビリティの特性を最大限活かした「成功事例の創出」を進め、「国民理解の醸成」を図る。



普及に向け社会受容性を高めたのち、車両区分等関連制度の整備の検討を行い、超小型モビリティの市場を創出。 21